

## 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書（案）

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社 SAY 企画の入力漏れと入力誤りにより本年 2 月支払い時の源泉徴収税額に誤りが発生しました。しかも、当該事業者は契約違反である再委託まで行っていました。日本年金機構は平成 27 年 5 月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしています。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題です。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきです。

よって、文京区議会は政府に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣

宛て

## 旧優生保護法による優生手術の被害者救済を求める意見書（案）

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を行うなど、優生手術を認めていました。同法は平成 8 年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで優生手術を受けた障害者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに優生手術を施されたのは 1 万 6,475 人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで優生手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきです。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく優生手術の実態調査及び解明を進めること。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な補償を含む救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

## ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書（案）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディキャップのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えています。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっています。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となります。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあります。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など、課題も浮き彫りになってきているところです。

よって、文京区議会は政府に対し、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

国土交通大臣